

# 衆議院国土交通委員会ニュース

【第213回国会】令和6年3月13日（水）、第2回の委員会が開かれました。

## 1 国土交通行政の基本施策に関する件

・齊藤国土交通大臣、古賀内閣府副大臣、國場国土交通副大臣、堂故国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）小宮山泰子君（立憲）、馬淵澄夫君（立憲）、谷田川元君（立憲）、國重徹君（公明）、小森卓郎君（自民）、菅家一郎君（自民）、高橋英明君（維教）、空本誠喜君（維教）、浅野哲君（国民）、福島伸享君（有志）、たがや亮君（れ新）、高橋千鶴子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 小宮山泰子君（立憲）

#### （1）ライドシェア

ア 地域ごとのタクシー不足の現状及び国としての調査の有無

イ タクシー事業への規制緩和の現状並びに及び今後実施する内容及び課題

ウ 白タク行為

α 白タク行為の実態把握及び取締りの状況並びに行政処分の適用状況

β 再発防止のためのより一層の状況把握と周知徹底、厳正な対処の必要性

γ 白タク行為に係る海外の仲介事業者及びオンライン決済を済ませた利用者への対処の必要性

エ 政府における関係会議の場で、ライドシェア解禁のリスクに係る十分な発言機会を設ける必要性

オ 交通、旅客政策を適切に論ずることのできるメンバーによる、安全、安心を重視したライドシェアの議論に向けて強く行動に移していくことへの大臣の決意

#### （2）白線が消えた横断歩道の実態及び改善状況並びに当該横断歩道に対する予算措置

#### （3）令和6年能登半島地震から考察する建築物の在り方

ア 建物被害の特徴及び被害を踏まえた知見に基づく建築物の耐震性能の見直しの必要性

イ 既存住宅の一部居室に対する耐震改修や高断熱、高気密改修についての支援の充実の必要性及び今後の地域の工務店でも受注できるリフォームの今後の市場規模が拡大する見込み

#### （4）観光資源としての日本文化、町並み保存

ア 町並み保存に対する観光庁の取組及び既存の町並みに隣接する地域への面的拡大の必要性

イ 歴史的資源の活用を通じて日本文化に触れることに対する大臣の所見及び関係省庁との連携の必要性

### 馬淵澄夫君（立憲）

#### （1）本年4月から開始されるいわゆる日本版ライドシェア

ア 自家用有償旅客運送制度の制度改善案に対するパブリックコメントに寄せられた主な論点や意見

イ 都心と地方のように事情が異なる地域の台数制限についての考え方

ウ 仮にダイナミックプライシングを導入した場合でも、都心部など台数不足の地域では料金が上限に張り付くだけの結果となる可能性が高いとの懸念に対する見解

エ 新制度においても営業区域が必要とされている理由

オ 新制度下での他地域からの応援の可否及び営業区域制限の開放についての所見

カ タクシー事業者以外の者がライドシェアを行う制度の検証については、本年6月に向けて行うのではなく、10月1日のタクシー業務適正化特別措置法上の準特定地域の指定解除の状況を見極めるべきであるとの意見に対する見解

キ 準特定地域の指定解除後の状況変化を踏まえれば、タクシー事業者以外の者がライドシェアを行

- う制度の検証は少なくとも来年度末までの期間を要するとの疑念に対する見解
- (2) 能登半島地震の被災地では土木工事が先行し、住宅再建等の建築工事は大阪万博の建築工事が終了する頃着工し時期がずれるため、住宅再建の建築工事需要は逼迫しないとの経済界等の認識に対する見解

#### 谷田川元君（立憲）

- (1) 大臣所信における表現
- ア デジタルトランスフォーメーションに関する大臣所信の表現が分かりづらく国民にも伝わりづらいことに対する大臣の見解
- イ 水事業の官民連携を「ウォーターPPP」と表現することの妥当性
- (2) 地震防災対策
- ア 20年前の「向こう30年以内」という地震発生確率の年数が時間経過とともに変化しない理由
- イ 国民に危機意識を持ってもらうためにも地震発生確率の年数を時間経過とともに見直し、変更する必要性
- ウ 液状化の可能性を踏まえた埋立地のタワーマンションの基礎構造の安全性
- エ 自然災害からの早期の復旧復興を進める観点から、地籍調査の予算を増加させる必要性
- オ 東京一極集中の進行が地震災害リスクを高めるとの認識に対する大臣の所見
- カ 東京一極集中の是正の分析や反省に向け、是正できていない要因を国土形成計画に記載する必要性
- (3) 京葉線のダイヤ改正（通勤快速の廃止等）
- ア 3月の京葉線のダイヤ改正の国土交通省への届出時期及び事前通知の有無
- イ 鉄道事業法に規定されている運行計画の事前届出の時期
- ウ 今回のダイヤ改正が鉄道事業法の事業改善命令の対象となる可能性
- エ 今回のダイヤ改正の内容が、事業改善命令の要件である「公共の利益を阻害している」ことへの該当性に対する見解
- (4) 国鉄改革
- ア 国鉄の長期債務額と資産額についての大臣の認識
- イ 国がJRの株式を保有することとしなかった理由及び一定の指導を可能にするために株式の保有を検討する必要性

#### 國重徹君（公明）

- (1) 未婚単身の若者に対する住宅支援制度の現状把握及び関係省庁との連携についての大臣の見解
- (2) 人口減少時代における住宅政策及び住宅産業のあるべき姿についての大臣の見解
- (3) 既存住宅の適正な評価
- ア 宅建業者向けの価格査定マニュアルの普及状況及び既存住宅に係る市場評価の改善状況
- イ 地域の金融機関の担保評価の適正化に向けた住宅金融モデル事業の取組状況及び取組の中で浮かび上がってきた課題
- ウ 住宅金融モデル事業に係る先駆的な取組を周知を含め全国的に展開する必要性及び金融庁との連携を密にすることについての大臣の見解
- エ 金融庁における金融機関へのヒアリング結果及び金融機関の担保評価の適正化に向け金融庁と国土交通省との連携の必要性

#### 小森卓郎君（自民）

- (1) 令和6年能登半島地震への対応
  - ア 災害対応から得た現段階での課題及び復旧復興への取組を加速させる決意
  - イ 本年4月からの上水道の国土交通省への移管を見据え、上下水道一体で行う災害復旧について、今回の対応から得た教訓及び能登における復旧活動の加速化を含む今後の取組方針
  - ウ 国による権限代行により復旧工事が実施されている道路及び港湾の復旧見通し
  - エ 液状化被害を受けた市町が実施する地質調査や設計への技術的支援及び被災宅地と公共宅地との一体的な液状化対策に対する補助率のかさ上げの必要性
- (2) 北陸新幹線敦賀－新大阪間の着工及び早期開業に向けた見通し

**菅家一郎君（自民）**

令和6年能登半島地震被災地に対する復旧復興支援

- ア 大臣視察を踏まえた被災地に係る現状認識及び今後の復旧復興に向けた対応方針
- イ 子供を守る視点から、統廃合等により廃校となり使用していない学校施設を活用した教育の現状と今後の対応
- ウ 被災者の健康を守る視点から、現在も体育館等の一次避難所に留まっている被災者の旅館、ホテル等の二次避難所やみなし仮設住宅への早期住み替えに向けた対応方針
- エ 輪島塗工房等の被災
  - a 輪島塗の工房や職人の被災状況
  - b 伝統を守る観点から、輪島塗の再生に向け活用可能な国の支援措置の内容

**高橋英明君（維教）**

- (1) トラック事業の下請構造
  - ア 上位の下請事業者と下位の下請事業者の格差に対する大臣の見解及び標準的な運賃を実際に収受する下請事業者階層の想定
  - イ 多重下請構造の是正についての大臣の見解
  - ウ 高次の下請を法的に規制する必要性
  - エ 交通事業者の最低運賃を決める必要性
  - オ 荷主と一次下請事業者との取り決めにより、一次下請事業者が二次下請事業者のドライバーと直接契約し、二次下請事業者を排除しようとする行為
    - a 二次下請事業者と再契約しないことにより、当該事業者が育成したドライバーとの直接契約を狙う行為に対し国として対応する必要性
    - b 当該悪質な行為がトラックGメンの取締り対象に該当することの有無
- (2) 建設業の担い手
  - ア 外国人労働者ではなく主に国内人材で担い手不足を解消する方策
  - イ 公共工事設計労務単価は発注者・元請事業者間に見積りにおける単価か職人の賃金としての労務単価かについての見解
  - ウ 今国会に提出されている法案において、物流業と同様に建設業の賃金が見える化していく必要性
  - エ 一旦は他の事業者と集団で契約価格の引上げを交渉しながら、発注者側の一本釣りに応じ低い請負金額で受注する企業への対策

**空本誠喜君（維教）**

トラック事業

- ア 働き方改革関連法成立後の5年間に政府が実施した対策の内容及び令和5年の「物流革新に向け

た政策パッケージ」の策定が遅すぎたことへの見解

- イ 同パッケージの施策の達成時期及びその責任の明確化並びに「トラックGメン」が荷主規制であることを明確化するために「トラック荷主Gメン」へ通称を変更する必要性
- ウ 最低賃金規制を零細企業のトラックドライバーとして働く経営者等にも適用する必要性
- エ 零細企業の負担軽減のため特殊車両通行許可申請の簡素化を図る必要性
- オ 高速道路の深夜割引制度の拡充の必要性
- カ 自動車運送業の特定技能への追加の検討
  - a 特定技能へ追加されることが想定される自動車運送業のうちの業種
  - b 運転免許取得費用やその間の賃金による受入企業の負担が大きく零細企業での活用が難しいことから制度導入前から破綻している懸念への見解
  - c 運転免許を持っていない外国人材が運転免許を取得する期間における賃金支払に対する企業負担の在り方及び技能実習制度により既に来日している者の現在検討がなされている育成就労制度への移行の可否
- キ 中小零細のトラック事業における低賃金の問題に対しては、標準的な運賃の4分の3程度を最低運賃として定める必要性

#### 浅野哲君（国民）

- (1) 高速道路におけるトラックの最高速度規制の見直し
  - ア 高速道路におけるトラックの最高速度規制が90km/hに見直された理由及びその議論の経過
  - イ 最高速度を90km/h以上に引き上げる場合の技術的課題及び安全性能の検証の実施による最高速度規制の更なる見直しの可能性
- (2) 特殊車両通行確認制度
  - ア 特殊車両通行確認制度の運用状況及び現状の課題
  - イ 幹線道路以外の県道及び市町村道を含めて目的地までの経路を複数確保できるよう配慮し、道路情報の電子化を進める必要性
- (3) ライドシェア
  - ア 新たな法制度の検討を行うに当たり、ライドシェアの定義を明確化する必要性
  - イ 政府が検討する新たな法制度と道路運送法第78条第3号（公共の福祉を確保するためやむを得ない場合）との関係について現在の認識
  - ウ 新たな法制度を導入する場合、検討している枠組みについて早期に国民に明らかにする必要性
  - エ 新たな法制度を6月に向けて議論する理由
  - オ デジタル行財政改革の中間取りまとめに向けた議論におけるタクシー事業及びライドシェア事業の関係性についての意見の有無
  - カ アメリカでの事例に倣って、ライドシェアも含めた全てのドライバーに一定以上の賃金保障と副業で労働する場合も含めた労働時間管理を法定化することについての大臣の見解

#### 福島伸享君（有志）

- (1) JR東日本による鉄道事故
  - ア JR東日本の会社体質等が相次ぐ事故を発生させ、今後の大事故も発生させかねないとの意見に対する大臣の認識
  - イ 鉄道の安全、安定輸送にかかわる問題が生じているJR東日本に対して、定期的な監査とは別に特別な監査を法に基づき実施する必要性
- (2) 水道行政の移管
  - ア 水道行政の移管後、健康への影響が懸念される水道の水質事故やバイオテロ等が発生した場合に

所管の法的根拠を持たないこととなる厚生労働省の対応の在り方

イ 業務内容や危機管理についての国土交通省と厚生労働省の役割分担を文書で明確に定めておく必要性

(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の施行状況

ア 切土により生じる崖の高さの基準について、地形別の災害リスクの違いや科学的根拠を踏まえて丁寧に設定する必要性

イ 特定盛土等規制区域の指定範囲の考え方

ウ 法案審査時の政府答弁を振り返り、条文ごとの丁寧な議論に基づく法案修正の必要性を踏まえ、今後の法案審査に臨む大臣の姿勢の在り方

**たがや亮君（れ新）**

京葉線のダイヤ改正による通勤快速等の廃止

ア JR東日本及び沿線自治体等による協議内容についての大臣の認識

イ 鉄道事業法に基づく事業改善命令

a 快速廃止について鉄道事業法に基づく事業改善命令を発出しない理由

b 事業改善命令は利用者の利便等を阻害している事実があるときに発出されるが、その利用者の利便を判断する主体

c 沿線自治体へのアンケートにおける利便だけでなく地域経済の発展を阻害する等の結果を踏まえ、事業改善命令を発出する必要性

d 快速廃止は大臣所信や広域的な地域活性化に反しており、今後利用者の利便等を阻害する事実が判明した場合には事業改善命令を発出する必要性

**高橋千鶴子君（共産）**

いわゆる「物流 2024 年問題」

ア 物流 2024 年問題の具体的な内容と問題点

イ 全産業のうちトラック運転手の過労死が毎年ワーストである理由及び働き方改革の目的

ウ 改善基準告示が一般労働者と比較して不十分な内容であるにもかかわらず、物流革新に向けた政策パッケージにおいて大型トラックの高速道路での最高速度制限を 90km/h に引き上げた理由

エ 普通自動車、大型乗用自動車等の最高速度規制を順々に引き上げてきたのに対し大型トラックの最高速度規制が据え置かれていた理由

オ 技術等の向上により自動車の安全性能が向上したとしても最高速度規制の引上げにより衝突等の危険性が高くなることについての所見

カ 最高速度規制の引上げにより追越し車線を走行する大型トラックが増える懸念に対する見解

キ 最高速度規制の引上げが物流 2024 年問題にもたらす効果

ク 最高速度規制の引上げにより休息時間の取り方が変化しトラック運転手は更に忙しくなることについての見解

ケ 速度規制の緩和により速達性に係る荷主からの更なる圧力を生み、トラック運転手の心理的負荷を強め働き方改革に反しかねないことについての大臣の見解

コ 働き方改革による人手不足の解決のためには賃金の引上げをまずは目指す必要性

サ 過重労働とされるトラックドライバーについて一般労働者と同じ労働基準を目指すことへの大臣の決意

**2 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 11 号）**

・ 齊藤国土交通大臣から趣旨説明を聴取しました。